

令和7年度事業計画書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

I 法人会の理念・行動規範

1 理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして 企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である

2 行動規範

(1) 税のオピニオンリーダーとしての責務

イ 法人会は、税に対する第一人者として、租税の理解に努めます。

ロ 法人会は、企業とりわけ中小企業の立場から望ましい税制・財政のあり方について調査研究を行い
提言します。

ハ 法人会は、税に関する研修会等を通じ、納税意識の高揚と税知識の普及啓蒙を図ります。

(2) 企業の発展を支援するものとしての責務

イ 法人会は、研修活動・情報提供を通じて、企業の健全な発展を支援します。

ロ 法人会は、会員相互の交流・情報交換を促進して、企業価値の向上を支援します。

ハ 法人会は、税制提言等の活動を通じて、企業の事業継続を支援します。

(3) 地域の振興に寄与するものとしての責務

イ 法人会は、社会貢献活動を通じて、地域の振興に寄与します。

ロ 法人会は、地域の未来を担う人材の育成を支援します。

ハ 法人会は、税制提言等の活動を通じて、地域の人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献します。

(4) 法人会会員としての責務

イ 法人会会員は、税や経営の研修、地域企業との交流を通じて自己研鑽を図り、企業価値の向上に
努めます。

ロ 法人会会員は、企業経営者としての責務を自覚し、納税面や雇用面で国や地域に貢献できるよう
努めます。

ハ 法人会会員は、地域社会の一員としての自覚を持ち、社会貢献活動等法人会の活動に積極的に
参画します。

(5) 法人会役員としての責務

イ 法人会役員は、公益活動を担う団体の役員としての誇りと自覚を持ち、会員から信頼されるよう行
動します。

ロ 法人会役員は、自らの職務を充分理解し、地域や会員企業に貢献できるよう事業運営に努めます。

ハ 法人会役員は、法人会や地域の活性・発展のための先導的役割を果たすとともに、次代を担う人
材の育成・登用に努めます。

(6) 法人会事務局職員としての責務

イ 法人会事務局職員は、公益活動を担う団体の事務局としての責務を認識し、誇りと自覚を持って良
識ある行動をとることに努めます。

ロ 法人会事務局職員は、役員を支える意識を常に持ち、役員から信頼される人材となるよう絶えず自
己研鑽に努めます。

ハ 法人会事務局職員は、会員の声に充分耳を傾け、会員から信頼される事務局の運営に努めます。

II 税を巡る諸環境の整備等を図ることを目的とする事業

1 税関連事業の充実

税に関する事業としては、「税」の意義や税知識の啓発・広報に努めることはもとよりであるが、法人会の立場を明確化した上で、あるべき税制についてより建設的な発言をするとともに、税の使途の適正化についても関心をもって取り組みます。

また、税に関する各種研修会や広報活動、税制改正提言活動、租税教室や税に関する絵はがきコンクール等、これらの事業や活動の一層の充実を図ることが重要です。

2 研修の充実

一般の企業及び市民、会員に対する税知識の一層の普及啓発に努めることとし、これに資する有効な研修会や教材を活用します。

(1) 令和6年度は「定額減税の実施」、「年収103万円の壁見直しの協議」等、税制をめぐる環境においても変動の年となりました。国税当局担当官と連携しながら、引き続き、研修会等を通し、制度の適切な運用のための周知を図ります。

(2) 国税当局等関係機関と連携した研修会等の実施。

イ 税法関係説明会及び研修会

- ・会社の決算・申告、税制改正等に関する税務実務研修
- ・年末調整等の会計処理に関する実務研修、新設法人企業への説明会
- ・税制度の周知定着のための研修
- ・電子申告（e-Tax利用）・電子納税（ダイレクト納付）・マイナンバーカード取得・利用の促進支援
- ロ 税務コンプライアンス向上のための「自主点検チェックシート」（全法連作成：日税連監修：国税庁後援）の活用促進
- ハ その他、これら税務関係研修に関するもの

3 租税教育事業・税の啓発事業

企業経営者及び従業員への税知識の習得や税務会計処理、消費税軽減税率制度など、実務的事項の研修等を通じて税知識の普及、納税意識の高揚等、適正・公平な申告納税制度の維持発展に寄与します。次世代を担う児童に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育活動の一層の充実を図ります。

(1) 租税教育事業

- ・「租税教室」の実施による小学生に対する租税教育事業の充実
- ・「税に関する絵はがきコンクール」の実施
- ・租税教育推進活動の充実を図るため全国大会等への参加
- ・地域の租税教育推進協議会への参加と事業の実施
- ・税務関係機関との連携による租税教育関連事業の推進

(2) 税制改正周知及び期限内納付の推進（税の啓蒙活動）

- ・改正税法の周知及び期限内申告・納税の推進事業
- ・国税当局と協力した中小企業の税務コンプライアンス向上への取組み
- ・税務関係機関との連携による税制の周知事業推進

(3) その他、税の啓発活動等に関するもの

(4) 税制への提言事業

全法連の方針に基づいて、税制の提言活動を実施します。

- ・中小企業関係税制への提言・建議に係る事業の実施
- ・税務行政の円滑化を図るため関係機関と連携して要望等を提言
- ・税制改正要望大会(全国大会)への参加

(5) 広報・税情報の提供事業(機関誌の頒布など)

- ・会報誌の年2回の発行及び全法連発行「ほうじん」の配布
- ・ホームページを活用した研修会・講演会・イベント等の広報
- ・「税を考える週間」に向けてのメディアを活用した広報
- ・その他各種税に関する情報の提供

III 地域社会の健全な発展及び社会貢献を目的とする事業

1 経営支援事業

地域企業の健全な発展に寄与するため、各種講演会やスキルアップ研修を実施します。

- ・従業員等のスキルアップ講座、各種研修会、参考冊子の配布
- ・先進企業及び施設等視察による企業活性化事業
- ・従業員等の健康増進を通じて企業の健全な発展に寄与する各種事業
- ・インターネットセミナーの活用促進
- ・その他これら事業に関するもの

2 社会貢献事業

法人会が、地域において欠かすことのできない組織のひとつであることを認識し、それぞれの実情に合わせた地域社会への貢献活動を積極的に実施します。

実施にあたっては、役員、会員が参画し、地域社会の健全な発展に寄与する事業を行うとともに、地域活性化に取り組む各種団体との共同事業の開催などを実施します。

- ・社会経済問題や地域文化などに関する講演会等
- ・地域イベントなど、地域活性化取り組みへの参加
- ・地域環境整備事業への参加と推進の協力
- ・チャリティーイベントによる支援事業の実施
- ・その他これら地域社会の発展に資する事業に関するもの

IV 会員相互扶助等に資するための事業

法人会の持つ異業種企業団体の特性を活かし、会員相互扶助や新たな経営情報の獲得などに資する会員支援・交流事業等を通じて、会員相互の親睦・情報交換を図り、併せて会員増強・組織強化に繋がる事業を実施します。

- ・福利厚生制度等の普及・推進支援
- ・その他会員支援及び交流・親睦の増進に関するもの

V 適正・的確な組織運営に関する事項

- 1 新制度の法定機関として理事、理事会の役割は極めて重要であり、理事がその職責を果たす意識の向上や活発な議論ができる理事会運営が求められます。そのためにも、理事の役割を理解してもらい理事会への出席率を高めます。
- 2 委員会は、理事会への意見具申や決定事項の具現化など専門的な機関として重要な役割を担っています。活発な議論や情報伝達が確実に行われるよう委員会構成や構成メンバーについて考慮します。
- 3 理事会、委員会の適時開催による的確な組織運営を行います。
- 4 適正な事務管理、事務処理手順の遵守と効率的な事務局運営を行います。

VI 組織の強化・充実

1 組織の現状

令和7年3月31日現在、会員数1,849社、(内法人 1,767 社、法人組織率は43.6%) となっています。会員数は、平成30年10月に開催された法人会全国大会「鳥取大会」を契機に、1,900社を超えて推移していました。近年コロナ禍の影響も受けて近年大幅な減少が続いておりましたが、関係各位のご協力により、令和5年度は賛助会員含め52社、令和6年度は46社の新規加入をいただきました。

2 組織強化の施策

新年度も、全国法人会総連合の設定する、会員増強月間(9~12月)を中心に、改めて関係機関と協力しながら組織の活性化に努めます。会員数の拡充は、組織強化のための重要な課題であり、新規会員獲得と退会防止に努め、法人会活動の活性化や事業の充実に繋げていくことが必要です。

3 研修会等を通じての勧奨

各種の研修会・講演会等において、法人会の活動内容等を積極的に発信して加入勧奨を行います。

4 関係機関と連携した会員増強

提携保険会社の福利厚生制度普及・推進に合わせて、入会促進の活動強化を依頼します。

金融機関・商工団体等には、法人会の事業・活動内容を理解してもらい会員拡大の協力を依頼します。

